

天武と聖武 — 『万葉集』を軸に —

奈良県立万葉文化館 井上さやか

■ — ■ 天武天皇と聖武天皇

▼『万葉集』にとつて

天武天皇…歌を文字化し収集する契機をもたらした人物(巻一※原撰部)

聖武天皇…天武・持統朝の行幸歌を復活させ(巻六)、主要作歌年代にあたる人物

《参考》「〇武」という諡号

神武…周の「武王」以来、中国では王朝初代の王や皇帝に「武」の字を贈る。

天武…同右。道教において武王が神聖視されたこととも関係するか。

文武…周の文王と武王、唐の太宗の諡号(「文武聖皇帝」など)に由来するか。

聖武…文武の皇子であり、同様の由来か。

桓武…周の武王を称えた『詩経』周頌「桓桓たる武王」に由来するとされる。

※諡号…漢字文化圏で、貴人の死後に奉る生前の事績への評価に基づく名。日本における漢風諡号は、奈良時代中期の官職の唐風改称に伴って導入されたと考えられている。『日本書紀』の注釈書『釈日本紀』(鎌倉時代)に引用された元慶く承平年間(八七七く九三八)の「私記」に、「師説」として初代神武以下の諡号は淡海三船の撰とあり、天平宝字六(七六二)く同八(七六四)年に神武から持統まで(弘文を除く)一括撰進されたと想像されている。

・天武天皇の事績(抜粋)

律令の編纂と施行(飛鳥浄御原令)／庚寅年籍こういんねんじやく

専制君主制(「天皇」号)／皇親政治／八色の姓

藤原京造営(日本初の中国式都城)

貨幣制度導入(富本銭鑄造) ※飛鳥池工房遺跡

国家仏教(出家、一切経写経、…)

道家思想(天淳中原瀛真人天皇、天文遁甲、占星台、…)

神祇祭祀(天照太神望拜、龍田・広瀬祭祀や祈雨祭の創始、…)

史書編纂(没後に完成『古事記』『日本書紀』)

地方文化の収集(所部の百姓の能く歌ふ男女と侏儒・伎人を選びて貢上れ)くにおち おほみたから よ うた をのこめのこ しまじま わざひび えら たてまつ

※律令制に基づく中央集権国家を形成する過程で史書や詩歌集の編纂契機も

古代東アジアにおける国際交流と国家形成(「飛鳥・藤原の宮都」)

特別展「富本銭特別展示 天武天皇と(飛鳥・藤原)の文化」(十月十九日く十二月八日)

『万葉集』巻一・巻六 ※全二十巻。巻ごとに編集方針が異なる中で踏襲が明らか
 巻一……部立ては「雑歌」のみ。年代順に配列(宮号による標目)。

一(21雄略)、二(34舒明)、七(35皇極)、八(37齐明)、一六(38天智)、二二(39天武)、二七(40天武)、二八(41持統)、五四(56大宝元年)……七八(80和銅三年)、八一(83和銅五年)、八四(寧樂宮)

※和銅三(七一〇)年平城遷都からすでに「寧樂宮」のはず。八四番歌作者の長皇子は和銅八年没。
 巻六……部立ては「雑歌」のみ。年代順に配列(聖武天皇代の歌々)。

九〇七(916養老七年)、九一七(919神龜元年)、九二〇(934神龜二年)、九三五(947神龜三年)、九四八(949神龜四年)、九五〇(961神龜五年)、九六二(973神龜六年)、九六九(979神龜七年)、九七〇(981神龜八年)、九七一(982神龜九年)、九七五(986神龜十年)、九七六(987神龜十一年)、九七九(990神龜十二年)、九八〇(991神龜十三年)、九八三(994神龜十四年)、九八四(995神龜十五年)、九八七(998神龜十六年)、九八八(999神龜十七年)、九八九(1000神龜十八年)、九九〇(1001神龜十九年)、九九一(1002神龜二十年)、九九二(1003神龜二十一年)、九九三(1004神龜二十二年)、九九四(1005神龜二十三年)、九九五(1006神龜二十四年)、九九六(1007神龜二十五年)、九九七(1008神龜二十六年)、九九八(1009神龜二十七年)、九九九(1010神龜二十八年)、一〇〇〇(1011神龜二十九年)、一〇〇一(1012神龜三十年)、一〇〇二(1013神龜三十一年)、一〇〇三(1014神龜三十二年)、一〇〇四(1015神龜三十三年)、一〇〇五(1016神龜三十四年)、一〇〇六(1017神龜三十五年)、一〇〇七(1018神龜三十六年)、一〇〇八(1019神龜三十七年)、一〇〇九(1020神龜三十八年)、一〇一〇(1021神龜三十九年)、一〇一一(1022神龜四十年)、一〇一二(1023神龜四十一年)、一〇一三(1024神龜四十二年)、一〇一四(1025神龜四十三年)、一〇一五(1026神龜四十四年)、一〇一六(1027神龜四十五年)、一〇一七(1028神龜四十六年)、一〇一八(1029神龜四十七年)、一〇一九(1030神龜四十八年)、一〇二〇(1031神龜四十九年)、一〇二一(1032神龜五十年)、一〇二二(1033神龜五十一年)、一〇二三(1034神龜五十二年)、一〇二四(1035神龜五十三年)、一〇二五(1036神龜五十四年)、一〇二六(1037神龜五十五年)、一〇二七(1038神龜五十六年)、一〇二八(1039神龜五十七年)、一〇二九(1040神龜五十八年)、一〇三〇(1041神龜五十九年)、一〇三一(1042神龜六十年)、一〇三二(1043神龜六十一年)、一〇三三(1044神龜六十二年)、一〇三四(1045神龜六十三年)、一〇三五(1046神龜六十四年)、一〇三六(1047神龜六十五年)、一〇三七(1048神龜六十六年)、一〇三八(1049神龜六十七年)、一〇三九(1050神龜六十八年)、一〇四〇(1051神龜六十九年)、一〇四一(1052神龜七十年)、一〇四二(1053神龜七十一年)、一〇四三(1054神龜七十二年)、一〇四四(1055神龜七十三年)、一〇四五(1056神龜七十四年)、一〇四六(1057神龜七十五年)、一〇四七(1058神龜七十六年)、一〇四八(1059神龜七十七年)、一〇四九(1060神龜七十八年)、一〇五〇(1061神龜七十九年)、一〇五一(1062神龜八十年)、一〇五二(1063神龜八十一年)、一〇五三(1064神龜八十二年)、一〇五四(1065神龜八十三年)、一〇五五(1066神龜八十四年)、一〇五六(1067神龜八十五年)、一〇五七(1068神龜八十六年)、一〇五八(1069神龜八十七年)、一〇五九(1070神龜八十八年)、一〇六〇(1071神龜八十九年)、一〇六一(1072神龜九十年)、一〇六二(1073神龜九十一年)、一〇六三(1074神龜九十二年)、一〇六四(1075神龜九十三年)、一〇六五(1076神龜九十四年)、一〇六六(1077神龜九十五年)、一〇六七(1078神龜九十六年)、一〇六八(1079神龜九十七年)、一〇六九(1080神龜九十八年)、一〇七〇(1081神龜九十九年)、一〇七一(1082神龜一百年)。

・万葉歌が詠まれた時代

磐姫皇后や雄略天皇、聖徳太子などの仮託歌もあるが、実質的には舒明天皇代(六二九～六四一)から天平宝字三年(七五九)までの約一三〇年間に詠まれた歌を収める。

六三〇 (舒明) 飛鳥岡本宮遷宮

六四五 (皇極) 乙巳の変

六七二 (弘文) 壬申の乱／飛鳥浄御原宮遷宮

六七三 (天武) 天武即位

六七九 六皇子の盟約

六八六 天武没

六九四 (持統) 藤原宮遷宮

七〇一 大宝元(文武) 大宝律令成立 ※これ以降、年号継続

七一〇 和銅三(元明) 平城京遷都

七一二 五 『古事記』成立か

七二三 六 風土記編纂の官命

七二〇 養老四(元正) 『日本書紀』成立

七二四 神龜元(聖武) 聖武即位 ※行幸従駕歌の復活

七四〇 一二 藤原広嗣反乱／恭仁京遷都

七四五 一七 平城京遷都

七五一 天平勝宝三(孝謙) 『懷風藻』成立

七五二 四 東大寺大仏開眼供養

七五六 八 聖武没

七五九 天平享三(淳仁) 『万葉集』巻二十卷末歌 ※これ以降に成立

■ ■ ■ 天武天皇

※『万葉集』に五首の作歌が載る

天皇の御製歌

み吉野の 耳我の嶺に 時なくそ 雪は降りける 間なくそ 雨は降りける その雪の
時なきがごと その雨の 間なきがごとく 隈もおちず 思ひつつぞ来し その山道を
(卷一・二五)

或る本の歌

み吉野の 耳我の山に 時じくそ 雪は降るといふ 間なくそ 雨は降るといふ その
雪の 時じきがごと その雨の 間なきがごとく 隈もおちず 思ひつつぞ来し その
山道を
(卷一・二六)

天皇の、吉野の宮に幸しし時の御製歌

よき人のよしとよく見てよしと言ひし吉野よく見よよき人よく見
紀に日はく「八年己卯の五月庚辰の朔の甲申、吉野の宮に幸す」といへり。
(卷一・二七)

《参考》

・二五、二六番歌の類歌

小治田の 年魚道の水を 間無くそ 人は汲むといふ 時じくそ 人は飲むといふ 汲
む人の 間無きがごと 飲む人の 時じきがごと 吾妹子に あが恋ふらくは 止む
時も無し
(卷十三・三二六〇)

み吉野の 御金の岳に 間無くぞ 雨は降るといふ 時じくそ 雪は降るといふ そ
の雨の 間無きがごと その雪の 時じきがごと 間もおちず われはそ恋ふる 妹
がただかに
(卷十三・三二九三)

・大海人皇子の出家と吉野入り

東宮、天皇に見え、吉野に之りて修行仏道せむと請ひたまふ。天皇、許したまふ。東
宮即ち吉野に入りたまふ。大臣等、侍 送り。菟道に至りて還る。
(『日本書紀』卷第二十七 天智天皇十年十月十九日条)

壬午に、吉野宮に入りたまふ。時に左 大臣蘇賀赤兄臣・右大臣中臣金連と
大納言蘇賀果安臣等送りたてまつりて、菟道より返る。或の曰く、「虎に翼を着け
て放てり」といふ。是の夕に、島宮に御します。

(『日本書紀』卷第二十八 天武天皇即位前紀)

吉野の盟約

天皇、皇后と草壁皇子尊・大津皇子・高市皇子・河島皇子・忍壁皇子・芝基皇子に詔して曰はく、「朕、今日、汝等と俱に庭に盟ひて、千歳の後に、事無からしめむと欲す。奈之何」とのたまふ。皇子等、共に対へて曰さく、「理実、灼然なり」とまをす。則ち草壁皇子尊、先づ進みて盟ひて曰さく、「天神地祇と天皇、証めたまへ。吾、兄弟長 幼、并せて十余王、各 異腹より出でたり。然れども同じきと異れると別かず、俱に天皇の勅の隨に、相扶けて忤ふること無けむ。若し今より以後、此の盟の如くにあらずは、身命亡び、子孫絶えむ。忘れじ、失たじ」とまをす。五皇子、次を以ちて相盟ふこと先の如し。然して後に、天皇の曰はく、「朕が男等、各異腹にして生れたり。然れども今一母同産の如くに慈まむ」とのたまふ。則ち 襟 を披き其の六皇子を抱きたまふ。因りて盟ひて曰はく、「若し茲の盟に違はば、忽に朕が身を亡はむ」とのたまふ。皇后の盟ひたまふこと、且天皇の如し。（『日本書紀』卷第二十九天武天皇八年五月六日条）

奈良時代の天武天皇讚美

壬申の年の乱の平定せし以後の歌二首

大君は神にし坐せば赤駒の匍匐ふ田居を都となしつ

右の一首は、大將軍贈右大臣大伴 卿の作

（卷十九・四二六〇）

大君は神にし坐せば水鳥のすだく水沼を都となしつ 作者いまだ詳らかならず

（卷十九・四二六一）

右の件の二首は、天平勝宝四年二月二日に聞きて、即ち茲に載す。

三 聖武天皇

※天皇としては最多の十一首が『万葉集』に載る

天皇の、酒を節度使の卿等に賜へる御歌一首 并せて短歌

食国の 遠の朝廷に 汝等の かく罷りなば 平けく われは遊ばむ 手抱きて われはいまさむ 天皇朕 珍の御手もち かき撫でそ 勞ぎたまふ うち撫でそ 勞ぎたまふ 帰り来む日 相飲まむ酒そ この豊御酒は

（卷六・九七三）

反歌一首

大夫の行くといふ道そおほろかに思ひて行くな大夫の伴

（卷六・九七四）

右の御歌は、或は云はく、太上天皇の御製なりといへり。

《参考》

・柿本人麻呂の吉野行幸歌

吉野の宮に幸しし時に、柿本朝臣人麻呂の作れる歌

やすみしし わご大君の 聞し食す 天の下に 国はしも さはにあれども 山川の清

き河内と 御心を 吉野の国の 花散らふ 秋津の野辺に 宮柱 太敷きませば も
もしきの 大宮人は 船並めて 朝川渡り 舟競ひ 夕川渡る この川の 絶ゆること
なく この山の いや高知らず 水激つ 滝の宮処は 見れど飽かぬかも (巻一・三六)
見れど飽かぬ吉野の川の常滑の絶ゆることなくまたかへり見む (巻一・三七)

反歌

やすみしし わご大君 神ながら 神さびせすと 吉野川 激つ河内に 高殿を 高
知りまして 登り立ち 国見をせせば たたなはる 青垣山 山神の 奉る御調と
春べは 花かざし持ち 秋立てば 黄葉かざせり 「一に云ふ、黄葉かざし」 行き沿ふ
川の神も 大御食に 仕へ奉ると 上つ瀬に 鶴川を立ち 下つ瀬に 小網さし渡す
山川も 依りて仕ふる 神の御代かも (巻一・三八)

反歌

山川も依りて仕ふる神ながら激つ河内に船出せずかも (巻一・三九)

右は、日本紀に日はく、「三年己丑の正月、天皇吉野の宮に幸す。八月吉野の宮に幸す。四年庚寅の二月、吉野の宮に幸す。五月吉野の宮に幸す。五年辛卯の正月、吉野の宮に幸す。四月吉野の宮に幸す」といへれば、いまだ詳らかに何月の従駕に作れる歌なるかを知らず。

・聖武朝の行幸歌群(巻六冒頭部)

養老七年(七二三)※元正天皇(聖武天皇即位前年)

養老七年癸亥の夏五月、吉野の離宮に幸しし時に、笠朝臣金村の作れる歌一首 并せて短歌

滝の上の 御舟の山に 瑞枝さし 繁に生ひたる 梅の樹の いやつぎつぎに 万代に
かくし知らさむ み吉野の 蜻蛉の宮は 神柄か 貴くあらむ 国柄か 見が欲しか
らむ 山川を 清み清けみ うべし神代ゆ 定めけらしも (巻六・九〇七)

反歌二首

毎年のかくも見てしかみ吉野の清き河内の激つ白波 (巻六・九〇八)
山高み白木綿花に落ち激つ滝の河内は見れど飽かぬかも (巻六・九〇九)
或る本の反歌に日はく

神柄が見が欲しからむみ吉野の滝の河内は見れど飽かぬかも (巻六・九一〇)
み吉野の秋津の川の万代に絶ゆることなくまた還り見む (巻六・九一一)
泊瀬女の造る木綿花み吉野の滝の水沫に咲きにけらずや (巻六・九一二)

車持朝臣千年の作れる歌一首并せて短歌

味ごり あやに羨しく 鳴る神の 音のみ聞きし み吉野の 真木立つ山ゆ 見降せ
ば 川の瀬ごとに 明け来れば 朝霧立ち 夕されば かはづ鳴くなへ 紐解かぬ
旅にしあれば 吾のみして 清き川原を 見らくし惜しも (巻六・九一三)

反歌一首

滝の上の三船の山は畏けど思ひ忘るる時も日も無し (巻六・九一四)

或る本の反歌に曰はく

千鳥鳴くみ吉野川の川音なす止む時なしに思ほゆる君 (巻六・九一五)

茜さす日並べなくにわが恋は吉野の川の霧に立ちつつ (巻六・九一六)

右は、年月審らかならず。ただ、歌の類を以ちてこの次に載す。或る本に云はく、

「養老七年五月、吉野の離宮に幸しし時に作る」といへり。

神亀元年(七二四)

紀伊行幸歌 山部赤人(巻六・九一七〜九)・笠金村(巻四・五四三〜五)

神亀二年(七二五)

神亀二年乙丑の夏五月、吉野の離宮に幸しし時に、笠朝臣金村の作れる歌一首

并せて短歌

あしひきの み山もさやに 落ち激つ 吉野の川の 川の瀬の 清きを見れば 上辺
には 千鳥数鳴き 下辺には かはづ妻呼ぶ ももしきの 大宮人も をちこちに
繁にしあれば 見るごとに あやに羨しみ 玉葛 絶ゆること無く 万代に かくし
もがもと 天地の 神をそ祈る 畏くあれども (巻六・九二〇)

反歌二首

万代に見とも飽かめやみ吉野の激つ河内の大宮所 (巻六・九二一)
皆人の命もわれもみ吉野の滝の常磐の常ならぬかも (巻六・九二二)

山部宿祢赤人の作れる歌二首并せて短歌

やすみしし わご大君の 高知らす 吉野の宮は 畳づく 青垣隠り 川次の 清
き河内そ 春べは 花咲きををり 秋されば 霧立ち渡る その山の いやますます
に この川の 絶ゆること無く ももしきの 大宮人は 常に通はむ(巻六・九二三)

反歌二首

み吉野の象山の隙の木末にはここだもさわく鳥の声かも (巻六・九二四)
ぬばたまの夜の更けぬれば久木生ふる清き川原に千鳥しば鳴く (巻六・九二五)
やすみしし わご大君は み吉野の 秋津の小野の 野の上には 跡見すゑ置きて
み山には 射目立て渡し 朝猟に 鹿猪履み起し 夕狩に 鳥踏み立て 馬並めて
御猟そ立たす 春の茂野に (巻六・九二六)

反歌一首

あしひきの山にも野にも御獵人得物矢手挟み散動きたり見ゆ (巻六・九二七)

右は、先後を審らかにせず。ただ便をもちての故に、この次に載す。

難波行幸歌 笠金村(巻六・九二八〜三〇)・車持千年(巻六・九三一・九三二)・山部赤
人(巻六・九三三、九三四)

神亀三年(七二六)

播磨行幸歌 笠金村(巻六・九三五〜七)・山部赤人(巻六・九三八〜四一)

神亀五年(七二八)

難波行幸歌 笠金村之歌中出(巻六・九五〇〜三)

天平六年(七三四)

難波行幸歌 船王・守部王・山部赤人・安倍豊継(巻六・九九七〜一〇〇二)

天平八年(七三六)

八年丙子の夏六月、吉野の離宮に幸しし時に、山部宿祢赤人の、詔に応へて作れる歌一首并せて短歌

やすみしし わご大君の 見したまふ 吉野の宮は 山高み 雲そたな引く 川速み
瀬の音ぞ清き 神さびて 見れば貴く 宜しなへ 見れば清けし この山の 尽きば
のみこそ この川の 絶えばのみこそ ももしきの 大宮所 止む時もあらめ
(巻六・一〇〇五)

反歌一首

神代より吉野の宮にあり通ひ高知らせるは山川をよみ (巻六・一〇〇六)

天平一二年(七四〇)

伊勢行幸時の歌 大伴家持・聖武天皇ら(巻六・一〇二九〜三六)

・大伴旅人の吉野歌(神亀元年(七二四))

暮春の月に芳野の離宮に幸しし時に、中納言大伴卿の勅を奉りて作れる歌
一首并せて短歌、いまだ奉^ま上^をを^経る^る歌
み吉野の 芳野の宮は 山柄し 貴くあらし 川柄し 清けくあらし 天地と 長く
久しく 万代に 変らずあらむ 行幸の宮
(巻三・三二五)

反歌

昔見し象の小河を今見ればいよよ清けくなりけるかも (巻三・三二六)

・大伴家持の吉野儲作歌(天平感宝元年(七四九))

吉野の離宮に幸行さむ時の為に、儲けて作れる歌一首并せて短歌
高御座 天の日嗣と 天の下 知らしめしける 皇祖の 神の命の 畏くも 始め給
ひて 貴くも 定め給へる み吉野の この大宮に あり通ひ 見し給ふらし 物部の
八十伴の緒も 己が負へる 己が名負ふ負ふ 大君の 任の任く任く この川の 絶ゆ
ることなく この山の いやつぎつぎに かくしこそ 仕へ奉らめ いや永遠に
(巻十八・四〇九八)

古を思ほすらしもわご大君吉野の宮をあり通ひ見す (巻十八・四〇九九)
物部の八十氏人も吉野川絶ゆることなく仕へつつ見む (巻十八・四一〇〇)

※『万葉集』は原則として「万葉百科」 <https://manyo-hyakka.pref.nara.jp/>に拠り、『日本書紀』は原則として小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守校注『新編日本古典文学全集4 日本書紀③』(小学館)に拠った。

『古事記』・『日本書紀』と天武天皇

奈良県立万葉文化館 主任研究員 阪口由佳

1 『古事記』・『日本書紀』の編纂と天武天皇

*『古事記』：七一二年成立。天武天皇の命で稗田阿礼が誦習、(約30年後)

元明天皇の命で太安万侶が筆録(序文による)。上巻は神話、中巻は神武天皇
～応神天皇、下巻は仁徳天皇～推古天皇の三巻構成。*誦習＝暗誦／訓読

*34代舒明天皇(天武の父)以降は収められていない。

↓古事記の本文に天武天皇の治世は記されない。

*『日本書紀』：七二〇年成立。天武十年(六八一年)の詔が編纂のはじまり
と見られている(『日本書紀』による)。元正天皇のとき、天武天皇の皇子・舍
人親王が献上(『続日本紀』による)。全三十巻。神話から41代持統天皇まで。

■日本書紀 三十巻

一神代上 二神代下 三神武 四綏靖～開化 五崇神 六垂仁 七景行・成
務 八仲哀 九神功 十応神 十一仁徳 十二履中・反正 十三允恭・安康
十四雄略 十五清寧・顕宗・仁賢 十六武烈 十七継体 十八安閑・宣化 十
九欽明 二十敏達 二十一用明・崇峻 二十二推古 二十三舒明 二十四皇
極 二十五孝徳 二十六斉明 二十七天智 二十八天武上 二十九天武下
三十持統 ↓天武天皇のみ二巻にわたって事績が収められる。

2 『古事記』の中の天武天皇 —革新と伝統—

古事記序文：四六駢儷文 「進五経正義表」「進律疏義表」などを利用

第一段：あらずじ 第二段：天武天皇 第三段：元明天皇

■古事記序文 第二段 天武天皇

(1) 即位前の天武(壬申の乱)

飛鳥清原大宮に大八洲を御めたまひし天皇の御世に暨りて、(中略)旗を
絳くし兵を耀かして、凶しき徒瓦のごとく解けき。未だ浹辰を移さず
して、気疹自ら清まりぬ。乃ち、牛を放ち馬を息へ、愷び悌まりて華夏に
帰りましき。旌を卷き戈を戡め、儻ひ詠ひて都邑に停まりましき。

(2) 天武天皇の事績 点線は漢籍の利用部分

①歳大梁に次り(673年)、月快鍾に踵りて(2月)、清原大宮にして、昇りて天つ位に即きまじき。②道は軒の后(黄帝)に軼ぎまし、徳は周の王(周王)に跨みまじき。③乾符を握りて六合を摠べたまひ、天統を得て八荒を包ねたまひき。④二つの気の正しきに乗りまし、五つの行の序を齊へたまひき。⑤神しき理を設けて俗に奨めたまひ、英れたる風を敷きて国に弘めたまひき。⑥重加ず、智の海は浩汗にして、潭く上古を探りたまひき。心の鏡は焯煌くして、明けく先代を觀たまひき。

↓⑤新しい制度を整える／⑥遡りうる最古まで見届ける

(3) 天武天皇の詔

是に、天皇の詔ひしく、「朕聞く、諸の家の齎てる帝紀と本辞と、既に正實に違ひ、多く虚偽を加へたり。今の時に當りて其の失を改めずは、幾ばくの年も経ずして其の旨滅びなむと欲。斯れ乃ち、邦家の経緯にして、王化の鴻基なり。故惟みれば、帝紀を撰ひ録し、旧辞を討ね覈め、偽を削り実を定めて、後葉に流へむと欲ふ」とのりたまひき。時に舍人有り。姓は稗田、名は阿礼、年は是廿八。為人聡く明くして、目を度れば口に誦み、耳に払るれば心に勒す。即ち、阿礼に勅語して、帝紀と先代旧辞とを誦み習はしめたまひき。然れども、運移り世異りて、未だ其の事を行ひたまはず。

(1) 帝紀(帝皇日継) Ⅱ系譜

旧辞(本辞、先代旧辞) Ⅱ神話・伝承

(2) 帝紀(帝皇日継) Ⅱ天皇の記録(系譜・伝承) 中・下巻

旧辞(本辞、先代旧辞) Ⅱ神話 上巻

■倉野憲司『古事記全註釈』(三省堂 一九七三年) ④⑤について

一見漢籍の成句のやうに思はれるけれども、実は天武天皇の御政事の具体的事実に基づいて述べたものに他ならないのである。即ち天武紀四年四月癸未の上を見ると：風神祭と大忌祭とは、風水の災害を蒙ることなく年穀が豊熟するのを祈るものであるが、天皇がこの両祭を殆ど毎年執り行はせられた事は、畢竟するに「乘二氣之正、齊五行之序」へさせられたことに他ならない

のであって、これは決して単なる漢文の潤色ではなく、かやうな具体的事実に根拠を有するものと言はねばならない。

■金井清一「3 和銅五年の天武天皇」(『古事記編纂の論』花鳥社 二〇二二年、初出『古事記年報』46号 二〇〇四年)

壬申の乱とその勝利の栄光とが述べられた後に続くものであるだけに、始祖王の偉大性讚美の表現としての輝きを見せている。のみならず、「二氣・五行」の運用は天武朝の実際であつたらうし、「神理を設け」は神祇の制度整備、「俗を奨め」は官制・法制の創設などの抽象的表現とすることができよう。かくして新しい国家建設が成つた後は、己が権力の基盤を堅固たらしむべく史書の編修に向かうこととなるのである。

↓日本書紀の歴史との重なり 触れない点は意図的かどうか

3 『日本書紀』の中の天武天皇 — 国家的神祇祭祀と仏教制度 —

■卷二十七 天智天皇十年 671 十月十九日条

壬午に、東宮、天皇に見え、吉野に之りて修行仏道せむと請ひたまふ。天皇、許したまふ。東宮即ち吉野に入りたまふ。

■卷二十八 天武天皇上(壬申紀)

・癸未(十月二十日)に、吉野に至りて居します。是の時に、諸の舍人を集へて謂りて曰はく、「我、今し入道修行せむとす。故、随ひて修道せむと欲ふ者は留まれ。若し仕えて名を成さむと欲ふ者は、還りて司に仕へよ」とのたまふ。

・丙戌(元年 672 六月二十六日)に、旦に、朝明郡の迹太川辺に、天照太神を望^{たよせにおが}拝^{あまつかみくさつかみ}みたまふ。 * 「安斗智徳日記」に類似記述あり

・此の夜(元年六月二十七日)、雷電なり雨ふること甚し。天皇祈ひて曰はく、「天神地祇、朕を扶けたまはば、雷なり雨ふること息めむ」とのたまふ。言ひ訖りて即ち雷なり雨ふること止みぬ。

・(元年七月六日)爰に將軍多臣品治遮へて、精兵を以ちて追撃つ。小隅、独り免れて走げぬ。以後、遂に復来らず。 * 太安万侶の父か。

↓『日本書紀』では近江朝を「悪」とは記さない。『古事記』序文で安万侶が勝手に書いたのではない。対象の違い 日本書紀は国家、古事記は天皇

■卷二十九 天武天皇二年 673

二月の丁巳の朔にして癸未（二十七日）に、天皇、有司に命せて壇場を設け、飛鳥浄御原宮に即位す。

（三月）是の月に、書生を聚へて、始めて一切経を川原寺に写さしむ。

夏四月の丙辰の朔にして己巳（十四日）に、大来皇女を天照大神宮に遣侍めむとして、泊瀬斎宮に居らしむ。是は先づ身を潔めて、稍に神に近づく所なり。

■卷二十九 天武天皇四年 675 四月

癸未（十日）に、小紫美濃王・小錦下佐伯連広足を遣して、風神を龍田の立野に祠らしむ。小錦中間人連大蓋・大山中曾禰連韓犬を遣して、大忌神を広瀬の河曲に祭らしむ。 *以後、四月七月の定例祭祀となる。（国家的）

■卷二十九 天武天皇五年 676

是の夏に、大きに旱す。使を四方に遣して、幣帛を捧げて、諸の神祇に祈らしむ。亦、諸の僧尼を請せて、三宝に祈らしむ。然れども雨ふらず。是に由りて、五穀登らず。百姓飢う。

■卷二十九 天武天皇十年 681

（正月二日）に、幣帛を諸の神祇に頒す。
（十九日）畿内と諸国に詔して、天社地社の神の宮を修理らしむ。

（二月二十五日）天皇・皇后、共に大極殿に居しまして、親王・諸王と諸臣を喚して、詔して曰はく、「朕、今し更律令を定め、法式を改めむと欲ふ。

故、俱に是の事を修めよ。然れども、頓に是の務を就さば、公事闕る」と有らむ。人を分けて行ふべし」とのたまふ。

是の日に、草壁皇子尊を立てて、皇太子としたまふ。因りて万機を撰めしめたまふ。

★（三月十七日）天皇、大極殿に御して、川嶋皇子・忍壁皇子・広瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群臣子首に詔して、帝紀と上古の諸事を記し定めしめたまふ。大嶋・子首、親ら筆を執りて以ちて録す。

■卷二十九 天武天皇 朱鳥元年 686

是の月（七月）に、諸王臣等、天皇の為に、觀世音像を造り、則ち觀世音經を大官大寺に説かしむ。八月の己巳の朔に、天皇の為に、八十の僧を度せしむ。庚午（二日）に、僧尼并せて一百を度せしむ。因りて、百の菩薩を宮中に坐ゑて、觀世音經二百巻を讀ましむ。丁丑（九日）に、天皇体不予したまふが為に、神祇に祈る。

4 元明朝の『古事記』成立

■古事記序文 第三段 元明天皇

(1) 元明天皇の事績
① 伏して皇帝陛下を惟みれば、一つを得て光宅り、三つに通りに亭育ひたまふ。② 紫宸に御して、徳馬蹄の極まる所を被ひたまふ。③ 玄扈に坐して化船頭を速ぶ所を照したまふ。④ 日浮びて暉を重ね、雲散りて烟に非ず。⑤ 柯を連ね穂を并する瑞、史書すことを絶たず。⑥ 烽を列ね詔を重ぬる貢、府空しき月無し。⑦ 名は文命（禹王）よりも高く、徳は天乙（湯王）よりも冠れりと謂ひつべし。
* ほぼ漢籍の引用。

(2) 元明天皇の詔

焉に、旧辞誤り忤へるを惜しみ、先紀の謬り錯へるを正さむとして、和銅四年711九月十八日を以て、臣安万侶に詔はく、「稗田阿礼が所誦める勅語の旧辞を撰ひ録して献上れ」とのりたまへば、謹みて詔旨の随に、子細に採り撫ひつ。 ↓旧辞（神話）の選定 古事記は異伝をもたない

(3) 太安万侶による完成

(音訓を交ぜて用い、あるときは訓のみで書き、わかりにくいときは注を付す) 亦、姓に於て日下をば、玖沙訶と謂ひ、名に於て帯の字をば、多羅斯と謂ふ。如此ある類は、本の随に改めず。 ↓文字資料があつた
大抵記せる所は、天地の開闢けしより始めて小治田の御世に訖る。故、天御中主神より以下、日子波限建鵜草葺不合尊より以前をば、上つ巻と為、神倭伊波礼毘古天皇より以下、品陀の御世より以前をば、中つ巻と為、大雀皇帝より以下、小治田大宮より以前をば、下つ巻と為。并せて三巻を録して、謹みて献上る。臣安万侶、誠に惶り誠に恐み、頓々首々。

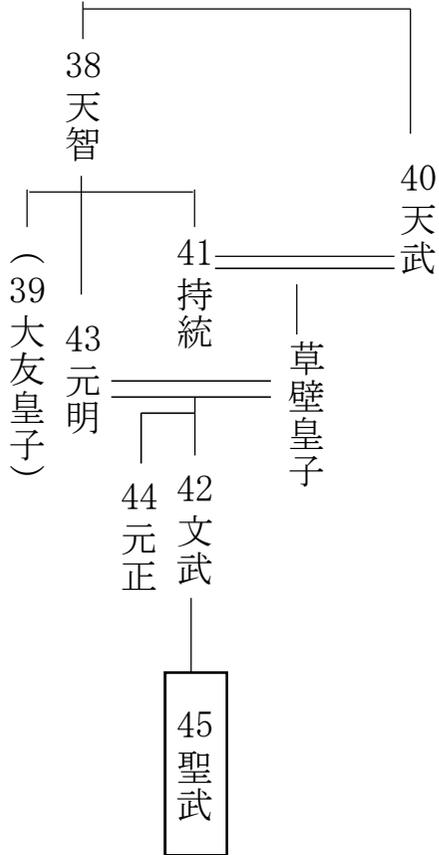
和銅五年712正月二十八日

正五位上勲五等太朝臣安万侶

5 元正朝の『日本書紀』成立

■『続日本紀』 養老四年（七二〇）五月
 これより先、一品舍人親王、勅を奉りて、日本紀を修す。ここに至りて功成りて奏上す。紀三十卷、系図一卷。

■草壁皇子から聖武天皇へ *元明・元正による記紀完成



六七一年十二月	天智天皇崩御	七〇七年七月	元明天皇即位 (聖武は七歳)
六七二年	壬申の乱	七一〇年三月	平城京遷都
六七三年二月	天武天皇即位	七一年九月	古事記撰録の命
六八一年二月	律令を定める	七二年一月	古事記完成
	草壁皇子立太子	七一年五月	風土記撰進の命
三月	*帝紀・上古諸事	七四年六月	聖武天皇元服 (立太子)
六八六年九月	天武天皇崩御	七五年九月	元正天皇即位
六八九年二月	草壁皇子薨去	七一年八月	養老律令
	*柿本人麻呂による天武神話	七二〇年五月	日本書紀完成
六九〇年一月	持統天皇即位	七二四年二月	聖武天皇即位
六九七年八月	文武天皇即位		
七〇七年六月	文武天皇崩御		

皇祖神（アマテラス）につながる天皇の歴史を明確にし、次世代の基盤とする

旧辞・上古諸事

帝紀

王化の鴻基

*『古事記』『日本書紀』の引用は新編日本古典文学全集（小学館）に拠った。

聖武天皇と皇統意識

奈良県立万葉文化館 主任研究員 中本和

はじめに

■聖武天皇（生没年…七〇一〜七五六、在位…七二四〜七四九）とは文武天皇と皇太后藤原宮子の長男。文武天皇と持統天皇の曾孫であり、草壁皇子と元明天皇の孫にあたる。諱は首。慶雲四年（七〇七）の父が崩御した時点で七歳と幼年であったため、祖母元明天皇が即位。和銅七年（七一四）に元服し皇太子となる。ところが、靈龜元年（七一五）の元明天皇の譲位の際、首親王の即位は先延ばしにされ、伯母の氷高内親王（元正天皇）が中継ぎとして即位した。その後、神龜元年（七二四）の元正天皇の譲位を受けて即位した。

一 天武天皇の皇統

壬申の乱に勝利した大海人皇子が、天武二年（六七三）に即位（天武天皇）。天智天皇の後継者である大友皇子から皇位を篡奪。

大友皇子の皇位継承を否定（大友皇子が即位していたかは不詳）。

天武天皇の行動を正当化する『日本書紀』は、大友皇子が即位したとは記さない。

↓天武天皇の子孫が皇位を継承していくことが意識される（天武系皇統）。

→聖武天皇の皇統意識の大前提

天武天皇の皇子は十人ばかりいた。

序列としては鷗野讚良皇后（天智天皇皇女）の産んだ草壁皇子が第一位。

二 草壁皇子の皇統

朱鳥元年（六八六）、天武天皇崩御

皇太子草壁皇子は若年のため（二十五歳）、直ぐには即位しなかった。

この間、鷗野讚良皇后が称制を行う。

草壁皇子の成長を待つ（先例では三十歳が即位の最低年齢）。

持統三年（六八九）、草壁皇子は即位する前に死去（二十八歳）。

鷗野讚良皇后の即位

天皇の空位期間の長期化による政情不安を避けるために即位（持統天皇）。草壁皇子亡き後、皇位を狙う他の天武天皇の皇子たちへの牽制。

草壁皇子の子である軽皇子の成長を待つ。

持統十一年（六九七）、持統天皇が譲位し、軽皇子が即位（文武天皇）。

持統太上天皇とともに、草壁皇子側近の藤原不比等が文武天皇を支える。

文武天皇は皇后を立てず、妃の筆頭は皇太夫人の藤原宮子（不比等長女）。

宮子の子が首親王（後の聖武天皇）。

誕生時から草壁皇子の血統（草壁皇統）の継承を期待された存在。

不比等が養育を担った。

草壁皇子の妃で文武天皇の母である阿閑皇女（後の元明天皇）、その側近で不比等の妻である県犬養（橘）三千代らも、文武天皇から首親王への継承を願う。上記の人々にとって、草壁皇統を継承していくことが大きな課題。

草壁皇統が確立したとはいえず、天武天皇の皇子（草壁皇子の兄弟）たちが皇位に即く可能性が残っていた。

→天武系皇統のなかでも、草壁皇統が他の系統よりも優位であるとの皇統意識が聖武天皇の意識の根底に存在する。

三 二人の女帝―元明天皇・元正天皇

文武天皇の治世が続ぎ、首親王が充分経験を積んだうえでの皇位継承が理想。

慶雲四年（七〇七）、文武天皇が二十四歳で早逝。

首親王は七歳で、即位どころか立太子も憚られる年齢。

しかし、草壁皇子の血を継ぐ皇子は首親王しかない。

阿閑皇女の即位（元明天皇）

先帝の母が即位する前例のない状況。

阿閑皇女は天智天皇の皇女であるが、天智系が復権したわけではない。

文武天皇の遺詔によって即位（草壁皇子の皇太子妃（皇后ではない）であり、文武天皇の母の立場）

草壁皇統を継承するべき存在の首親王への中継ぎ。

和銅七年（七一四）、首親王が元服し皇太子となる。

靈龜元年（七一五）、元明天皇が譲位（心身の衰えを理由とする）。

皇太子首親王は即位せず、伯母の氷高内親王が即位（元正天皇）。

首親王は十五歳となっており、文武天皇即位時と同年齢だが、病弱であったことと経験不足の懸念が『続日本紀』にも記載される。

天武天皇皇子の舍人親王・新田部親王の皇太子への輔翼に期待する詔が発せられる。

元正天皇は高齢ではないため、首親王の成長を待つ余裕があった。

神龜元年（七二四）、元正天皇の譲位を受けて首親王が即位（聖武天皇）。

→二人の中継ぎを挟んでまで皇位継承を望まれる存在であるとの意識(草壁皇統の継承)が、聖武天皇に醸成されていたと考えられる。

四 聖武天皇の母系

藤原宮子は首親王を出産後、病のために長らく療養しており、後見できる状態ではなかった(病が癒えた天平九年(七三七)、三十六年ぶりに親子が対面)。

太政官の上層部に位置する藤原不比等が聖武天皇の外祖父にあたる。

首親王の誕生年の大宝元年(七〇一)に大納言に任ぜられる。和銅元年(七〇八)に右大臣となつてからは、太政官を主導する立場である。

藤原氏は天智天皇の功臣である鎌足を祖とするが、新興貴族にすぎない。太政官の実力者である不比等と、後宮の実力者である妻の県犬養橘三千代の全面的な支援を受け、首親王は不比等邸で養育される。

天武天皇と持統天皇の血を引く直系(草壁皇統)であるが、皇族ではない母を持つ首親王の権力基盤は安定したものではなかった。

→聖武天皇にとって、母方の血統は弱点として意識され続けることになる。

五 聖武天皇の皇子女

藤原光明子(父は藤原不比等)所生の皇子女

基王・神亀四年(七二四)、妃の藤原光明子との間に産まれた基王を生後三十

日余りで立太子。 ↓満一歳を迎える前に早逝。

阿倍内親王・基王の同母姉。基王の死後、聖武天皇と光明子との間に男子は生まれなかった。母光明子の立后により、史上初の女性皇太子となる。

聖武天皇にとって、草壁皇統の男子による継承が望ましかった。

藤原氏の後押しも大きかった。聖武天皇自身も母が藤原氏出身であり、皇統に藤原氏の血を取り入れることに積極的であった。

阿倍内親王を皇太子としたのは次善の策。

藤原広嗣の批判

阿倍内親王を草壁皇統の継承者として認めず、男子が望ましいとする。広嗣以外にも同じ考えを持つ皇族・貴族が存在した。

↓聖武天皇の皇統意識とも一部一致する。

県犬養広刀自所生の皇子女

井上内親王、不破内親王(後述)。

安積親王・基王薨去の同年に産まれた。天平十六年(七四四)死去。

皇太子にすると、藤原氏の反対が予想され、母方の後見も不十分。

基王と安積親王の早逝が後々まで響くことになる。

五 草壁皇統以外の天武系皇親―長屋王を中心に

高市皇子…天武天皇の長男。壬申の乱で活躍したが、母方の出自が低く（九州の地方豪族宗像氏）、皇位継承の可能性は低かった。

持統天皇の即位後は太政大臣に就任。皇族と臣下の筆頭として重んじられた。
長屋王…父は高市皇子、母は御名部皇女（天智天皇皇女・元明天皇の同母姉）。
正妻は吉備内親王（草壁皇子と元明天皇の娘・文武天皇と元正天皇の兄弟）。
↓皇族の中でも嫡流に近い存在。

叔母の元明天皇、義姉の元正天皇、さらには藤原不比等からの信任も受けて、朝廷における地位を固めていく。

長屋王の変

不比等の死後、長屋王の権勢が増大。

不比等の子である藤原四子が長屋王への不満を持つようになる。

藤原宮子の尊号事件…聖武天皇の生母藤原宮子の称号を巡る事件。

即位後間もない聖武天皇が、宮子の称号を「大夫人」とする勅を出す。

聖武天皇の権威を高め、皇位を安定させるための処置。

母方の血統の弱さを自覚している。

長屋王が異議をとらえたことで、聖武天皇の勅が撤回される。

長屋王は藤原氏の栄進を好まず、宮子の尊称について異議を述べた。

↓長屋王と藤原四子が対立。

神亀六年（七二九）、長屋王の変が勃発。長屋王と吉備内親王、その子らが自害。

長屋王の変の意義

聖武天皇の権威について、皇親勢力や貴族は、母親が皇族でない聖武天皇を天皇に相応しくないと見なす考えがあった。

長屋王の変当時、聖武天皇には安積親王しか男子がいない。

聖武天皇と安積親王に不測の事態があった場合は、天皇の叔母である吉備内親王の生んだ男子（長屋王の息子）である膳夫王らが男系皇族での皇位継承の有力者となりえた。

↓皇位継承に関わって、長屋王を排除。

→草壁皇統が覆される可能性を聖武天皇は恐れており、草壁皇統が絶対のものではないと意識している。

長屋王の変後、聖武天皇の夫人であった光明子を皇后に立てる。

皇族以外は皇后になれない（雄略天皇の皇后・磐姫が例外（葛城氏出身））
光明子を立后させることに対し皇族と貴族の反対が予想される。

長屋王が特に強く反対することが予測された。

七 聖武天皇の遺詔

天平勝宝元年（七四九）、聖武天皇は讓位し、阿倍内親王が即位（孝謙天皇）。聖武太上天皇は、孝謙天皇の後見を行う。

孝謙天皇は皇太子を立てず、天平勝宝八歳（七五六）に聖武太上天皇が崩御。聖武太上天皇は遺詔で、道祖王（新田部親王の子、天武天皇の孫）を皇太子とした。

➡草壁皇統の直系継承を諦め、次善の策として草壁皇子の子孫以外の天武系皇統から、皇位継承者を選択せざるを得なくなった。

天武天皇の皇子の中で、奈良時代前半の朝廷において皇族の長老的な立場であった舍人親王と新田部親王の子孫を優先した。

しかし、聖武太上天皇の思惑どおりに皇位継承は進まなかった。

翌年、孝謙天皇によって道祖王が廃太子。

聖武太上天皇の服喪中に、淫らで勝手な行動をしたことを理由とする。

大炊王（舍人親王の子）を立太子（藤原仲麻呂の強い推挙があった）。

光明皇太后を後ろ盾に権力を持った藤原仲麻呂は、大炊王を田村第に住まわせ、亡き長男真從の妻であった栗田諸姉を娶らせていた。

八 孝謙天皇の讓位と淳仁天皇の即位

天平宝字二年（七五八）、孝謙天皇が讓位し、大炊王が即位（淳仁天皇）。

同年、淳仁天皇が草壁皇子に岡宮御宇天皇の尊号を追贈する。

草壁皇子に天皇号を贈ることで、自身もその皇統に連なるものであると表明する（実際は草壁皇子の子孫ではない）。

淳仁天皇は自らを孝謙天皇ではなく、聖武天皇の後継者であると考えている。

孝謙太上天皇と不和が生じる原因の一つ。

孝謙太上天皇は、生前の聖武天皇から「王を奴とするも、奴を王とするも汝のなすがままに」との言葉を受けており、次の天皇を決めるのは自分であり、退位も決定できると考えている。自分こそが草壁皇統の真の後継者であり、聖武天皇から負託されているとする。

仲麻呂の乱後に淳仁天皇を廢位する根拠となる。

九 称徳天皇の重祚

天平宝字八年（七六四）、仲麻呂の乱に勝利した孝謙太上天皇が、淳仁天皇を廢位し重祚（称徳天皇）。

称徳天皇は皇太子を立てず、然るべき時に天が相応しい人を選ぶだろうと事実上の棚上げをした。草壁皇統の直系男子はもういない。

➡聖武天皇が思い描く皇統意識に応えることができなくなっている。

聖武天皇の血を引く姉妹（井上内親王と不破内親王）とは不仲で、後継者とするつもりがない。

皇族の粛清

淡路廢帝（淳仁天皇）の突然の死

淡路に幽閉されていた廢帝が逃亡を図った翌日に死亡。

和氣王の謀反

舍人親王孫で淳仁天皇甥の和氣王が、皇位を望み謀反を計画するが失敗。

↓舍人親王系の皇親の復権を阻止。

不破内親王の皇籍剥奪

子の氷上志計志麻呂（父は新田部親王の子である塩焼王〔氷上塩焼〕）を皇位に即けようと称徳天皇を呪詛したとして、内親王の身位を廢される。

↓不破内親王と志計志麻呂を排除。

宇佐八幡神託事件

称徳天皇の側近の道鏡を皇位に即ければ、天下は安定するとの神託が下りる。

↓草壁皇統どころか皇族が否定されかねない。

再度、神託の確認が行われ、「無道の人を排除せよ、天つ日嗣は皇緒を以てせよ」であったと奏上され、道鏡が皇位に即くことはなかった。

↓皇位は皇族が継ぐべきとの認識が改めて示される。

九 称徳天皇の崩御と光仁天皇の即位

宝亀元年（七七〇）、称徳天皇が後継者を決定することなく崩御。

複数の候補から、藤原永手や藤原百川は白壁王の立太子を画策。

白壁王は天智天皇の孫（父は志貴親王）で皇位継承の可能性はほとんどない。

白壁王の妻が聖武天皇皇女の井上内親王（白壁王は聖武天皇の義理の息子）。

井上内親王との間に他戸親王が生まれていた。

他戸親王は聖武天皇の血を継ぐ唯一の男子（孫世代）。

不破内親王の系統は排除されている。

白壁王（光仁天皇）の即位は、中継ぎとして他戸親王への継承が前提。

聖武天皇の男系での皇位継承は頓挫。

母系で聖武天皇の血統を受け継いでいく道が残されていた。

当該期の皇族・貴族たちは聖武天皇の皇統を意識した選択をした。

ただし、後の政変により他戸親王は廢太子される。

光仁天皇の後を継いだのは長男の山部親王（桓武天皇）。

